

(第8条関係)

「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)」に対するパブリックコメントの実施結果

○意見等の募集期間：平成30年1月4日(木)～1月31日(水)

○意見等の受付件数：1人、1件(提出方法の内訳：郵便0人、ファックス0人、電子メール1人、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1)「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)」についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	町の考え方
1	<p>企業誘致の推進、町内工場流出の防止策、町独自の工場緑地面積条例を作成することは賛成です。</p> <p>現在、町内全体を見て、玉村町で優秀な作物が収穫できる農地をどんどん潰して、工場、住宅にして行くのは反対です。</p> <p>飯倉、五料地区は30年前に土地改良をしたので国としては優良土地として扱われております。しかし、現状は水田が有っても1軒も米作を行っていません。</p> <p>理由は、</p> <p>1. 平成8年8月28日(水) 東部工業団地 ○○○○(現在○○○○○○)より廃油60リットル、廃液を含む総水量12トンが飯倉区内の水田に流入し、青黒いドロドロした汚水が流れて水田、用水路を埋め尽くし汚染されました。これでは自家用としても食べたくなく、1軒1軒と米作を止めてしまいました。</p>	<p>新規の工業団地選定についての貴重なご意見としてお伺いし、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>今後とも、雇用の創出と地域経済活性化のため、企業誘致の推進や企業への支援を行っていきたいと思います。</p>

<p>2. 天狗岩用水も使用料を支払っていますが、水田に十分な水も流れてきません。水が流れても汚い水とゴミ、空き缶、空ペットボトルばかり流れて来ます。</p> <p>3. 浅間の噴火の石も多く、又、昔 川の氾濫が多くあり砂地で水が溜まりにくい土地です。</p> <p>この様な状況で作物の収穫が悪い土地です。</p> <p>町として、飯倉、五料の土地を運用すれば優良農地（優秀な作物の収穫）を潰す必要がなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>安心、安全で生活し易い町づくりをお願いいたします。</p>	
--	--

2. 「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例（案）」について、寄せられたご意見等による条例（案）の修正事項はありません。

問い合わせ先：都市建設課企業誘致係      電      話：0270-64-7707  
ファックス：0270-65-2592  
電子メール：tosi@town.tamamura.lg.jp